

福祉



手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。5月10日(火)に振り込み予定です。このご確認ください。

問合先
社会福祉課

FAX
444・3135

赤十字運動月間にについて

日頃は、日赤あま市地区の事業推進につきまして、ご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では、毎年5月を赤十字運動月間と位置付け、事業活動を支える会員・活動資金の募集を強化しています。

赤十字の事業は、地震や豪雨などの自然災害や大事故に見舞われた被災地での災害救護活動の実施、救急法をはじめとする講習会の開催など、人道的な使命に基づいた幅広いものです。こうした事業は、個人、区や町内会、法人の皆さんから寄せられる活動資金により支えられています。

つきましては、令和4年度もあま

市地区として活動資金を募り、こうした活動に協力してまいりますので、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

問合先 日本赤十字社愛知県支部
ま市地区事務局(社会福祉課内)

FAX
444・3135

「シニアいきいきアンケート」ご回答のお願い

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に「シニアいきいきアンケート」を送付しています。この事業は、心身機能の低下の兆候を把握し、必要に応じて積極的な介護予防・健康づくりに取り組んでいただこうことを目的に実施しています。

質問項目すべてに記入し、同封の返信用封筒で5月27日(金)までに提出していただきますようお願いします。

問合先 地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

FAX
443・3555

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用できます)。

場所	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562・82・0211
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村	☎0264・48・2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533・68・4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587・53・5555(予約専用)
豊田市	豊田市百年草	☎0565・62・0100

ご利用方法

ご予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証及び希望者に渡される利用カードを提示し、利用カードに押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します(保険証は必ずお持ちください。なお、マイナンバーカードは使用できません)。

※各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。

問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎955・1205 FAX 955・1298

障がい手当の「J」案内

特別児童扶養手当

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護、養育されている方

①—IQ35以下または身体障害者手帳1、2級程度の方

月額 52,400円

②—IQ50以下程度、または身体障害者手帳3級程度の方

月額 34,900円

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の写しによる申請が可能な場合もあります)。

※障がい名で手当に該当する場合があります。」相談ください。

障害児福祉手当

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児

①身体障害者手帳1、2級程度の方

月額 34,900円

②—IQ20以下もしくは、これと同程度の障がい、または病状を有する方で日常生活においてほぼ全面的に介護が必要な方

月額 34,900円

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によつては、省略できる場合もあります)。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によつては、省略できる場合もあります)。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで)

月額 14,850円

【県制度】次の方は、県から加算ができます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで)

手帳A判定の方(IQのみで)
月額 6,900円

・身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(IQのみで)
月額 1,150円

特別障害者手当

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳以上で重度の障がい者

①身体障害者手帳1、2級程度の障がいを重複して有する方

②身体障害者手帳1、2級程度、またはI-Q35以下もしくは、これと同程度の障がい、または病状を有する方で日常生活においてほぼ全面的に介護が必要な方

※その他該当要件があります。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によつては、省略できる場合もあります)。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によつては、省略できる場合もあります)。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

【国制度】月額 27,300円

【県制度】次の方は、県から加算ができます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで)

月額 6,850円

月額 1,050円
愛知県在宅重度障害者手当

《支給対象者》次のいずれかに該当する障がい者

1種：身体障害者手帳1、2級かつ

I-Q35以下の方

月額 15,500円

2種：身体障害者手帳1、2級、またはI-Q35以下・身体障害者手帳3級かつI-Q50以下の方

月額 6,750円

※65歳以上で初めて手帳取得した方を除きます。

※55歳以上で初めて手帳取得した方を除きます。

あま市心身障害者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方にはその等級に応じて手当が支給されます。ただし、施設入所者(介護入院を含む)は除きます。

※所得制限がある手当もあります。

※支給対象者であつても手当によつて支給に制限があります(施設入所、継続して3か月を超える入院など)。

※制限理由がなくなった場合は、再度申請していただければ受給できます。

※詳しく述べてお問い合わせください。

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択について
FAX 444-3555

問合先 税務課
FAX 444-3135
TEL 444-0509

税



自動車税(種別割)の納付をお忘れなく

5月31日(火)は、自動車税(種別割)の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月2日(月)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してくださり(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パーカーやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やイン

ターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ(PayPay・楽天Edy・Pay・Yahoo! JAPAN Pay)でも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合先
西尾張県税事務所

Web
<https://www.pref.aichi.jp/sos>

0586・45・3170

<http://aichi/zeimu/0000051633.html>



障がいのある方等に対する軽自動車税(種別割)の減免手続きについて

市では身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

ごみの減量化・リサイクルをしましょう

「ごみを少しでも減らすには、「ごみ減量・リサイクル推進週間」

●「ごみ散乱防止強調週間」

●「全国」ごみ不法投棄監視ウィーク

環境・衛生



5月30日(土)より6月5日(環境の日)

ごみのないきれいなまちにします。
ごみをポイ捨てやれることは、誰にとっても気持ちのよいものではありません。一人ひとりが次の「ひとを心かけ、みんなできれいなまちづくりをしましよう」。

- ①自分で出したごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てないようになります。
- ②ポイ捨て防止のために、所有する空き地などは草刈りや見回りなどを適切に管理します。
- ③たばこは、灰皿のおねじりなどで使うか携帯灰皿を使って吸いましょう。

不法投棄は犯罪です

「ごみを不法投棄すると、法律では5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。

「ポイ捨て」も不法投棄です。不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。

まだ使えるものを繰り返し使い、まだ一度も使ったことのない器を使つたり、他の人にゆずつたりして使つてもいいましょう。

問合先 環境衛生課

FAX 444・3132
FAX 443・3555

④Recycle(リサイクル)
資源としてまた利用することです。ビン類やペットボトル類など、資源になれるものは分別ルールを

令和4年度狂犬病予防注射の実施 時期の延長について

では、狂犬病予防法に基づき期間内の接種と注射済票の交付を受けることとされていますが、狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の発生または、まん延の影響によるやむを得ない事情により、期間内に狂犬病予防接種を受けさせることができなかつた犬の所有者または管理者は、令和4年12月31日までの間に予防注射の接種をした場合、期間内に注射を受けさせたものとみなすこととなりました。

この改正は、狂犬病予防注射の接種自体を不要とするものではありませんので、感染の収束状況をみながら令和4年12月31日までに接種をされるようお願いします。

問合先

環境衛生課

FAX 443・3555
☎ 444・3132

犬や猫の飼い方について

散歩のときは必ずふんの後始末をする。しかし、きちんとふんを片づけな

いと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等では、そのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしつかりを行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、不快に感じる方もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、ふだんから正しいしつけをしておきましょう。

猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家庭や畠を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。

平面の運動が少なくとも、上下運動のできる遊び場があればストレス解消になります。また、室内飼いによつて、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合先 環境衛生課
☎ 444・3132
FAX 443・3555

都市計画



5月10日から16日は愛鳥週間

愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために定められたものです。この機会に鳥との適切な付き合い方を学びましょう。

野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」で国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっていました。例えば、近くに飛んで来たスズメを捕まえて飼うだけで法律違反となりますので、「注意ください。」

野鳥はあくまで野生動物なので、少し距離をおいて彼らの姿を見守つてあげることが大切です。

問合先 環境衛生課

FAX 443・3555
☎ 444・3132

問合先 環境衛生課
☎ 444・3132
FAX 443・3555

方領工業団地地区計画の原案の縦覧

都市計画法第16条第2項の規定に基づく、方領工業団地地区計画の原案を次のとおり縦覧します。

地区計画区域内の土地所有者など

の利害関係のある方は、6月6日(月)（必着）までに意見書を提出することができます。

総覧期間 5月16日(月)～30日(月)

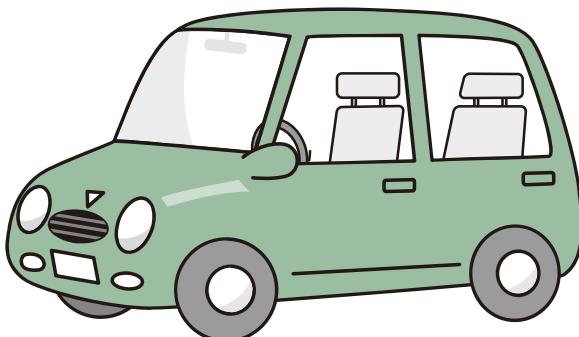
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜を除く)

総覧場所 企業誘致対策課(本庁舎)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜を除く)

問合先 企業誘致対策課
☎ 444・1372
FAX 444・1351

都市計画課

FAX 441・8387
☎ 441・7112



令和4年中
交通事故死者者数

地 域	死者数
愛知県	21人
津島警察署 管内	0人
あま市	0人

令和4年2月末現在

問合先 安全安心課
☎444-0862 FAX441-8330

交通安全

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.70

問合先 安全安心課
☎444-0862 FAX441-8330

(危険と感じる場所や体験等の情報
を募集しています)



名稱 下之森交差点
場所 七宝町下之森七反田、八之坪
東名阪自動車道の高架下にある大きな交差点。橋脚が交差点の南東角にあり、南から進入する自動車は停止線より前に進まないと、右側が見通せない。4方向とも幹線道路で交通量は多く、大型トラックが疾走している。ドライバーにとってストレスを感じる交差点といえる。しかもここは、放課後の子供たちが遊びに行くためによくなる。(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あ!マップか抜粋)

問合先 安全安心課
☎444-0862 FAX441-8330

防犯

空き巣にご注意を!

令和3年中の市内での侵入盗の認知件数は33件で、犯罪率(人口1,000人当たりの認知件数)は0.38%でした。これは、愛知県内の平均0.29%を上回る状況です。

犯罪は身近で起きていることを自覚し、防犯に努めましょう。

【ドロボウに狙われないための防犯対策】

- 夜間、門灯や玄関灯で自宅周囲を明るくしましょう
- 就寝時やちょっととした外出時でも必ず玄関・窓を施錠するよう心がけましょう
- 補助錠を活用し、二重ロックを徹底しましょう
- 防犯啓発アートを自宅の道路から見える位置に掲げるのも有効です。アートは安全安心課にて配布しております。

ork.jp

あま市防災情報メール登録のご案内
登録先メールアドレス及び登録方法
bousai.ama-city@raiden.ktaiw

①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。件名・本文は必要ありません。



あま市防災情報メール登録のご案内

市では、災害時における避難所の開設、避難指示等の情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。より確実に情報を伝えることができますので、まだ登録をされていない方はぜひ、「登録いただきますようお願いします。」

防災

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和4年 2月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	15件	+9件
乗物盗 (自動車盗など)	2件	-6件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	12件	+2件
計	29件	+5件

問合先 安全安心課
☎444-0862 FAX441-8330

- で、宛先のみ入力してください。
- ②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。
- ※空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入れてください。
- ※受信設定をしている方はドメイン指定を解除してください。
- ※登録ができない場合は、安全安心課へお問い合わせください。
- 問合先 安全安心課**
- ☎ 444-0862
FAX 441-8330

- ただし、定数70件に達した場合は受付を終了します。
- 事業の内容等**
- ①家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
 - ②家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
 - ③対象は木製家具、冷蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不可。
- 問合先 安全安心課**
- ☎ 444-0862
FAX 441-8330

- 市では家具転倒防止器具の取付支援を行っています。
- 対象(同一年度に1回まで)**
- ①高齢者(65歳以上)の属する世帯
 - ②身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - ③中学生以下の子もとその母親のみの世帯
- 家具転倒防止器具の取付支援**
- 市では家具転倒防止器具の取付支援を行っています。
- 災害時の避難所開設情報等を無料で固定電話にお知らせします**
- 市では、気象情報や災害時の避難所開設情報などの防災情報を、携帯電話やスマートフォンなどに配信する「あま市防災情報メール」を導入していますが、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方やメールを見ることができない視覚障がいをお持ちの方を対象に、防災情報を固定電話にお知らせするシステムを導入しています。
- お知らせする情報は、避難指示などの避難情報や避難所の開設情報を予定しています。
- 登録の方法は、市公式ウェブサイトに登録用紙が掲載されていますので、氏名・登録される固定電話番号・住所を記入していただき、安全安心課(本庁舎)もしくは七宝・甚目寺市民サービスセンターに提出していました。だから、安全安心課宛にFAXを送信または郵送していただければ、登録可能です。(土・日曜・祝日と年末年始を除く)
- その後登録した方に、登録完了と通話試験について明記した文書を送付させていただいた後、通話試験をさせていますが、登録完了となります。

- 藤沢氏は、昭和58年5月から平成11年4月まで、通算10年にわたり、旧甚目寺町の議会議員として尽力され、受章の運びとなりました。
- 元甚目寺町議会議員 故・藤沢君雄氏に『旭日単光章』**
- 地方自治の振興に貢献されました故・藤沢君雄氏に対する叙勲伝達が3月11日(金)、愛知県知事から行われました。
- その他**
- 愛知県選挙管理委員会表彰を受彰**
- あま市明るい選挙推進協議会の櫻井博文委員が、愛知県選挙管理委員会表彰を受彰されました。
- 櫻井委員は、平成20年に旧七宝町明るい選挙推進協議会の委員に就任し、合併後のあま市明るい選挙推進協議会においても委員として「尽力いただいています。この多年にわたる顕著な功績が認められ、受彰の運びとなりました。
- 問合先 総務課**
- ☎ 444-1711
FAX 441-8330
- 労働相談及び巡回労働相談の「J案内**
- 愛知県では、職場での悩みごと、困りごと、労働に関するトラブルなどの相談に応じています。電話でも受け付けています。
- 相談は無料、秘密厳守です。
- また、市においては、月1回の巡回労働相談を実施しています。

労働相談

日時 月曜日～金曜日

午前9時～午後5時30分
(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

場所 海部県民センター産業労働課
(津島市西柳原町1-14 愛知県海部総合庁舎1階)

問合先 労働相談専用ダイヤル
☎0567・24・6104

巡回労働相談

日時 毎月第2木曜日(予約制)

午後1時～4時

場所 本庁舎 相談室

※相談日の前日(開庁日)の正午まで
に商工観光課に予約が必要となります。

問合先 商工観光課
☎441・7118
FAX 441・8387

知事にその旨を届けたはかり等に関する
ことは、定期検査は免除されます。

日時 5月25日(水)・26日(木)・27日(金)

時間 午前10時～正午
午後1時～3時

検査会場

七宝産業会館 1階ロビー

検査に必要なもの

はかり、おもり、分銅

検査手数料

1台につき250円以上(種類によつて異なります)

検査の対象や方法に関すること
一般社団法人愛知県計量連合会

集合検査及び検査申し込みに関する
こと

☎452・1821

商工観光課
☎441・7118
FAX 441・8387

交通安全まんが みどりちゃん



6月議会定例会日程(予定)

期日	日 程
5月30日(月)	開会、議案説明
6月 8日(水)	一般質問、議案質疑
6月 9日(木)	一般質問、議案質疑
6月14日(火)	総務文教委員会
6月15日(水)	厚生委員会
6月16日(木)	建設産業委員会
6月23日(木)	討論・採決、閉会

開議時間 午前10時

※議会の傍聴を希望される方は、会議当日に、甚目寺庁舎3階の議会事務局受付までお越しください。

※会議の日程は変更となる場合があります。

問合先 議会事務局 ☎444・3174 FAX444・4055